



## 定例研究会報告要旨

第 1909 回 (12 月 17 日)

FAO 日本から見て

伊藤 正人

FAO は食料、農業、農村に関する国連の専門機関である。開発途上国の人口の 7 割が農村地域に居住し、その多くが貧困・飢餓に直面している。この問題に取り組む FAO の役割は重要であるが、課題も多い。

74 年には世界食料会議を開催する等食料問題が国際社会の注目を集め、大きな役割を果たした。96 年には世界食料サミットを主催し、2015 年までに栄養不足人口を半減する旨のローマ宣言、行動計画をとりまとめたが、その後世銀・OECD 等が策定した国際開発目標で食料に関する指標が含まれず、また先進国の多くが財政上の制約に直面して ODA が減少した上、教育、健康などが重点分野となる等国際社会の食料、農業、農村分野への関心が低下したことは否めなかった。

9・11 テロ事件以降、テロ根絶のためには開発途上国の貧困問題に取り組む必要があることが再認識された。昨年 3 月モンテレー（メキシコ）の開発資金に関する国際会議では米欧が ODA 増額を表明、9 月のヨハネスブルグでの持続的発展に関するサミット（WSSD）では水、農業、生物多様性が持続的発展のための 5 優先分野（WAHEB。他の 2 分野はエネルギー、教育）であることが確認され、国際社会の努力をこの優先分野に集中することが合意された。こうして FAO の活動領域に再び国際社会の注目が集まることとなった。

このような背景で、FAO の組織、業務の特色、課題の中から数点触れたい。

FAO の業務は規範的業務と開発途上国の現場での協力業務に大別される。前者は国際的な規範策定等で、CODEX、植物防疫条約、植物遺伝資源条約が代表例である。CODEX、

植物防疫条約は WTO/SPS 協定で各分野の国際基準とされており、食品の安全性への関心が強まったこともあってその重要性は増している。これらの業務で事務局はメンバー国間の交渉を助ける補助的な役割であり、規範の交渉主体はメンバー国である。他方、後者の業務は総会で予算額が決定されれば事業の配分・執行は事務局にゆだねられており、その権限と責任は大きい（姉妹機関である WFP では各プログラム毎に理事会承認であるのと対照的となっている）。

協力業務の実施で事務局の裁量の幅が大きいことは理事会等の開催頻度にも反映されている。理事会は実質的に 2 年間に 3 回、各分野の技術委員会は 2 年に一度の開催である。FAO の業務が開発途上国での協力が中心だった時期にはこれで支障はなかったが、規範的業務の重要性が増すにつれて不都合も生じていると思われる。ただ、会合の開催のための予算増は見込み薄で、長期的な検討課題だろう（会合開催費用の最大のもは通訳費用）。

開発途上国での協力事業の代表例が食料安全保障特別事業（SPFS）である。食料サミットで合意された栄養不足人口半減の目標達成のための事業として創設され、現在 71 カ国で実施されている。南南協力等を活用し現地のニーズに合わせた技術導入等で食料生産力の向上を図ろうとする第 1 段階、マクロ経済政策等により更なる発展を目指す第 2 段階の事業がある。開発途上国からの要望は強いが、欧米の国の中からは効果を疑問視する強い批判が生じた。外部評価委員会は、食料増産だけではなく、家計レベルの食料安全保障、プログラム策定にあたり社会的経済的要素、環境・ジェンダー・マクロレベルの制度などに重点を置く、計画の早い段階から現場の関係者の参加を促進することなどを勧告した。今後この勧告に即して同事業の見直しが行われる時に、日本の拠出で進められている開発途上国での農業の社会経済的役割の分析プロジェクトの研究成果が活用されていくことを期待したい。

最後に、FAO での日本のプレゼンスを高めるためには、資金面の貢献だけではなく、上記事業をはじめとする様々の場で常に知的な貢献を行うことが重要であることを付言する。